

社会福祉法江北福祉会 役員等報酬規程及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人江北福祉会（以下「この法人」という。）の役員、評議員及び委員会委員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。・・・をいい、評議員等と併せて役員等という。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。法人の役員及び評議員の業務上の勤務形態は、すべて非常勤業務とする。
- (3) 委員会委員とは、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費含む）等の職務施行に伴い発生する経費をいう。発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 役員、評議員及び委員会委員に対する報酬は、無報酬とする。等に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(費用)

第4条 役員、評議員及び委員会委員がその職務を行うために要する費用は弁償することができる。

2. 費用の弁償については、社会福祉法人江北福祉会旅費規程に準じてその費用等を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

- 2 評議員等に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

別表第1（役員の報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

（2）監事

	日 額
理事会・評議員会等会議への出席	3,000円
監事監査等への出席	4,500円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

別表第2（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円